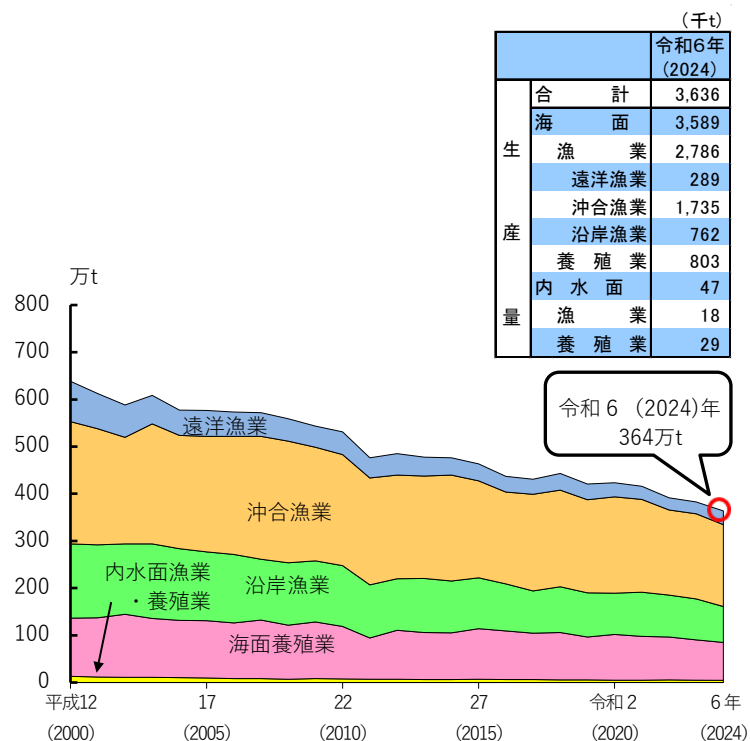


- 令和6(2024)年の我が国の漁業・養殖業生産量は、364万トン。
- また、近年1兆6,000億円程度で推移していた漁業・養殖業の生産額は、コロナ禍等により減少したが、令和6年には1兆6,297億円に回復。

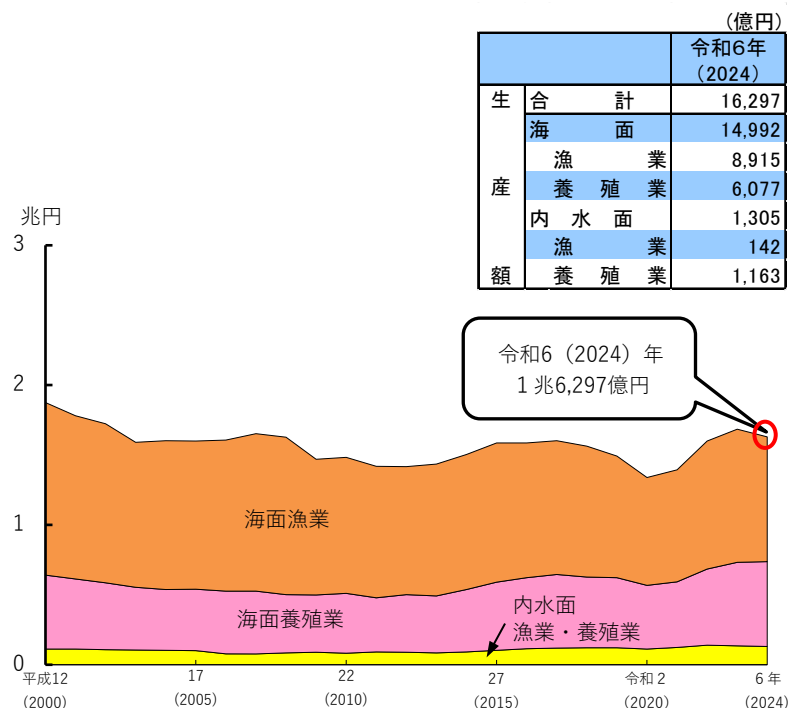
○漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業の生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」について、平成18(2006)年までは、動力漁船のトン数等を基準に区分しており、平成19(2007)年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19(2007)～22(2010)年までの数値は推計値となっている。平成23(2011)年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

○漁業・養殖業の生産額の推移

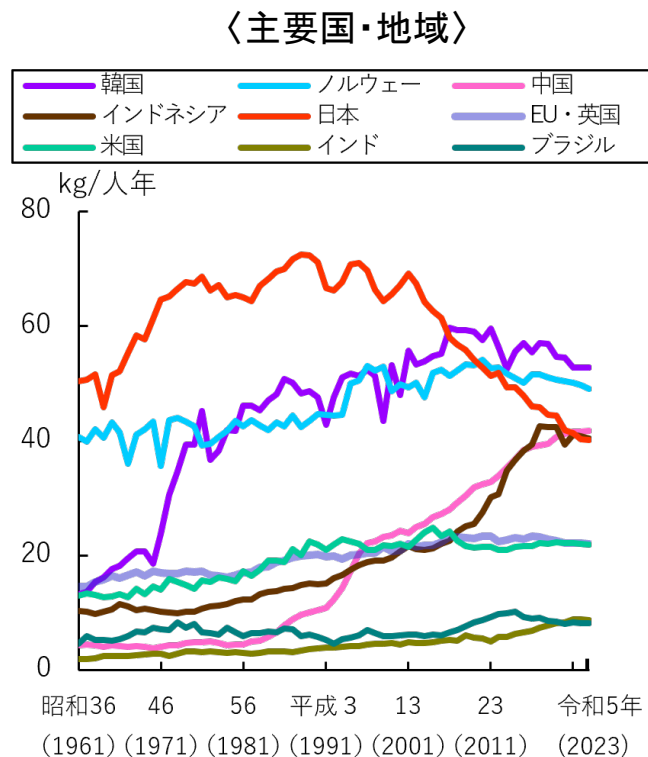
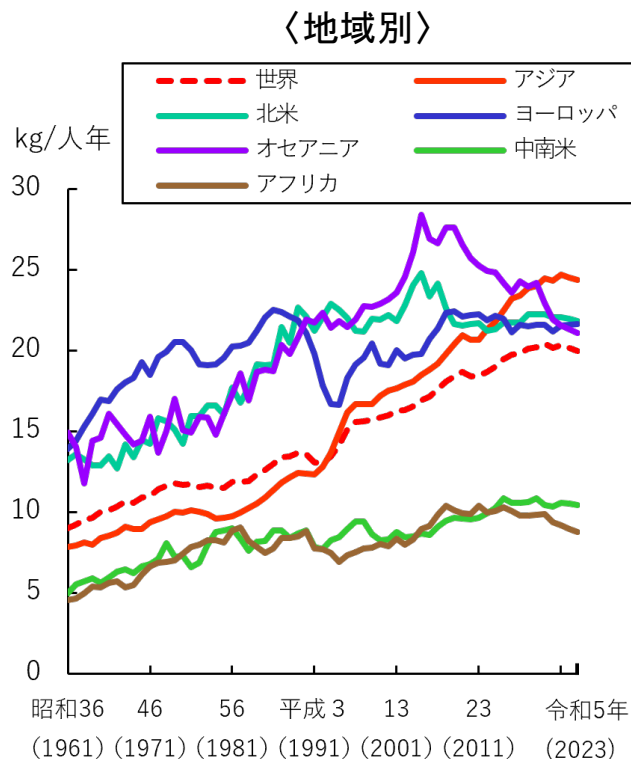


資料：農林水産省「漁業産出額」

注：漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したものの。

○ 世界の水産物の需要は、人口増加や経済成長に伴い年々増加。世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、過去約60年で約2倍に増加。一方で、日本では近年減少傾向。

○世界と日本の1人1年当たり食用魚介類の消費量の推移(粗食料ベース)



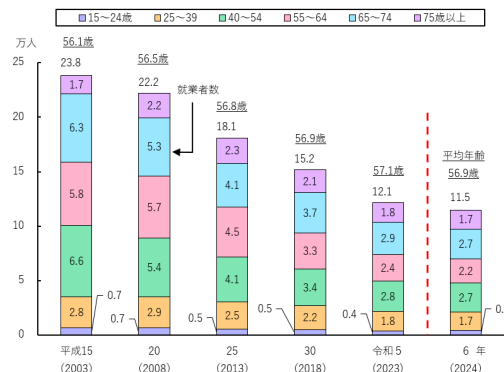
資料:FAO「FAOSTAT(FoodBalanceSheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注:1)粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

2)中南米は、カリブ海地域を含む。

- 令和6年の漁業就業者数は11.5万人で減少傾向。
- 新規漁業就業者数は、近年1700人程度で推移しており、令和6年は1,754人。
- 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得はほぼ横ばい。海面養殖業を営む個人経営体の漁労所得は、1経営体の生産規模拡大も相まって増加傾向。

○漁業就業者数の推移



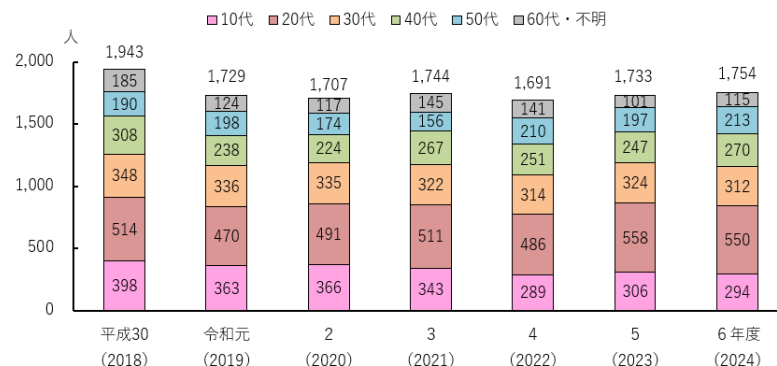
資料: 農林水産省「漁業センサス」(平成15(2003)、20(2008)、25(2013)、30(2018)及び令和5(2023)年)及び「漁業構造動態調査」(令和6(2024)年)

注: 1) 「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2) 平成20(2008)年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15(2003)年とは連続しない。

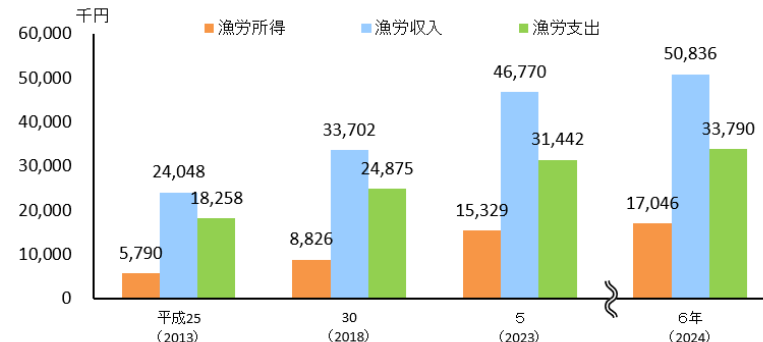
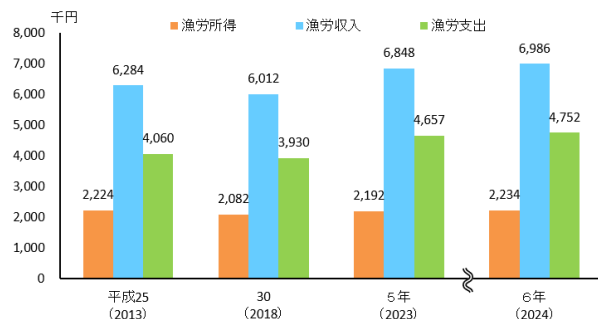
3) 平均年齢は、「漁業センサス」及び「漁業構造動態調査」より各階層の中位数(75歳以上の階層については80を使用。)を用いた推計値。

○新規漁業就業者数の推移



資料: 都道府県が実施している新規就業者に関する調査から水産庁で推計

○沿岸漁船漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化 ○海面養殖漁家(個人経営体)の漁業経営状況の変化



資料: 農林水産省「漁業経営調査報告」及び「漁業センサス」に基づき水産庁で作成

注: 1) 沿岸漁船漁家は船外機付漁船及び10ト未満の動力漁船を使用した漁業を営む個人経営体、海面養殖漁家は海面養殖業を営む個人経営体。

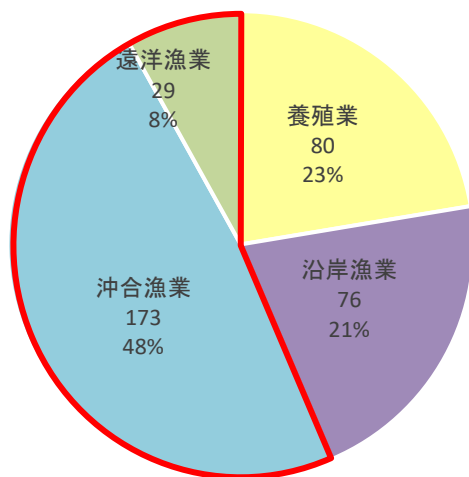
2) 漁労収入には制度受取金を含む。

3) 令和2(2020)年以前の調査の漁船漁業については、東日本大震災により漁業が行えなかったこと等から、福島県の経営体を除く結果である。平成30(2019)年調査以降の海面養殖業については、調査体系の見直しのため、ワカメ類養殖と真珠養殖が外れた。

- 沖合・遠洋漁業の漁業・養殖業生産量は202万トンであり、全体の半分以上を占めている。
- 生産性向上や意欲ある若者の就業の更なる促進に向け、現行の漁業許可制度の下での漁船の大型化による操業の効率化や安全性の向上、居住環境の改善等を図る取組が行われている。

○遠洋、沖合漁業の漁獲量

漁業・養殖業生産量(海面)
359万トン(2024年)



資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

○操業の効率化及び安全性の向上等の事例

操業の効率化

○ 遠洋かつお一本釣り漁船(静岡県)

実施主体:日本かつお・まぐろ漁業協同組合

概要:

- ・ 燃油価格の高止まり、魚価の低迷、かつおの不漁等を契機として、平成27年から取組を開始。
- ・ もうかる漁業創設支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を499トンから599トンに増加。
- ・ 省エネ設備の導入や魚倉容積・燃油積込量の増大により長期航海が可能になり、操業が効率化。また、機械室を拡大したことにより、作業スペースが増大し、これに伴いメンテナンス作業が低減。



機能・安全性の向上

○ 沖合底びき網漁船(宮城県)

実施主体:宮城県沖合底びき網漁業協同組合

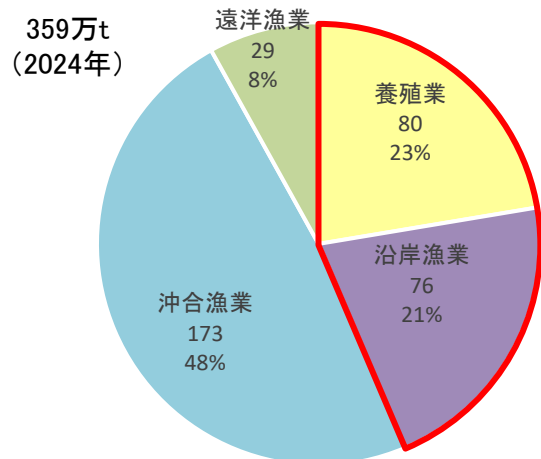
概要:

- ・ 東日本大震災を契機として、平成29年から取組を開始。
- ・ がんばる漁業復興支援事業を活用し、漁獲能力を向上させない前提の下で、漁船総トン数を75トンから105トンに増加。
- ・ 冷海水装置、海水滅菌装置を設置したことにより、漁獲物の鮮度保持機能が向上。また、船体の大型化により復原性が向上し、波除板の設置により甲板作業時の安全性を確保。



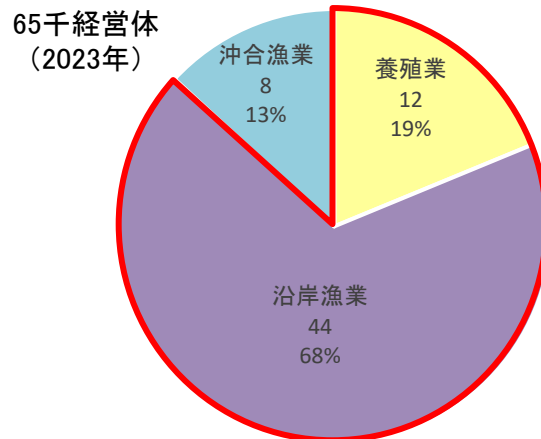
- 養殖業、沿岸漁業は、我が国の漁業・養殖業生産量のうち44%を占めるほか、経営体数では全体の約9割を占めている。
- 漁場は重複的に利用されており、季節によっても漁業権の状況は異なる。水域を有効かつ効率的に活用するためには、計画的に漁業権を設定していくことが必要。

生産量



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

経営体数

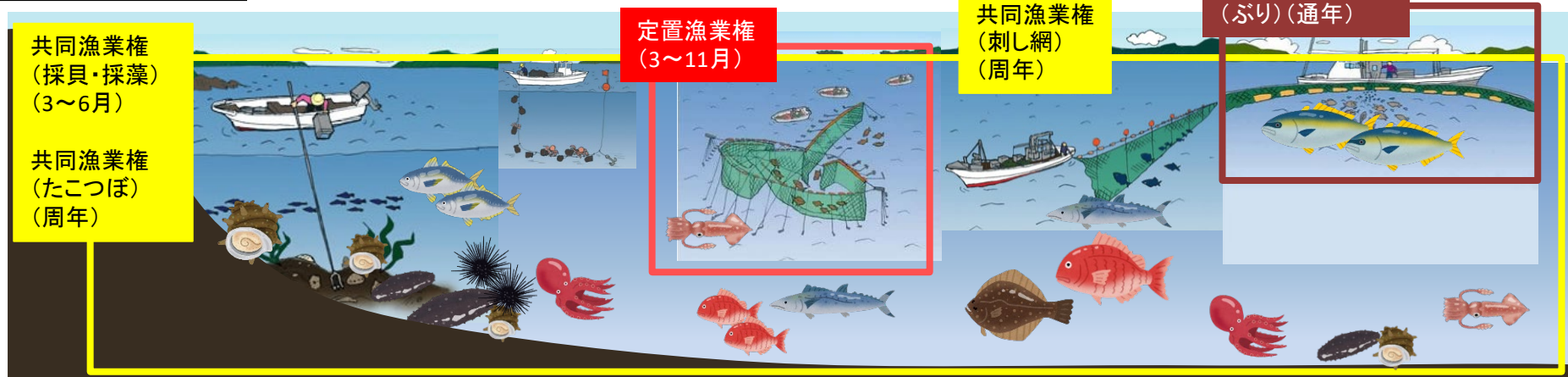


資料：農林水産省「漁業センサス2023」

注：「遠洋」は77経営体(0.1%)

- 注：1) 内水面漁業・養殖業を除く。
 2) 遠洋・近海いか釣り、小型捕鯨、潜水器漁業を除く。
 3) 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄(遠洋)、かつお一本釣り(遠洋)が含まれる。
 4) 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網(1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中・小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄(近海、沿岸)、かつお一本釣り(近海、沿岸)、いか釣り(沿岸)が含まれる。
 5) 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

操業(6月)イメージ



※共同漁業権区域内では、漁業権に基づく漁業の他、漁業許可に基づく漁業なども重複して営まれている。

出典：一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター <http://www.ryoushi.jp/>
を元に水産庁で編集

- 漁協は、漁場の利用調整、組合員の漁獲物等の加工・販売、営漁指導、漁業自営事業等を実施。
- 組合員数は、漁業者の減少により、令和6年度末時点で正組合員が約10.1万人、准組合員は約13.3万人（平成25年度から正組合員数より准組合員数が上回る。）。

漁協の主な部門別事業損益の推移
〔沿海地区漁協、1組合当たり〕

（単位：百万円）

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.4	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7
6	15.9	▲ 1.6	2.3	0.1	▲ 19.8	22.4	▲ 3.9

注1：事業別実施組合数（R6年度、沿海地区漁協829組合）

販売708漁協、購買756漁協、指導820漁協、製氷・冷凍540漁協、信用69漁協、漁業自営194漁協、共済599漁協

注2：1組合当たりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協数・組合員数の推移

令和6年度末時点で漁協数829組合、組合員数約23.4万人

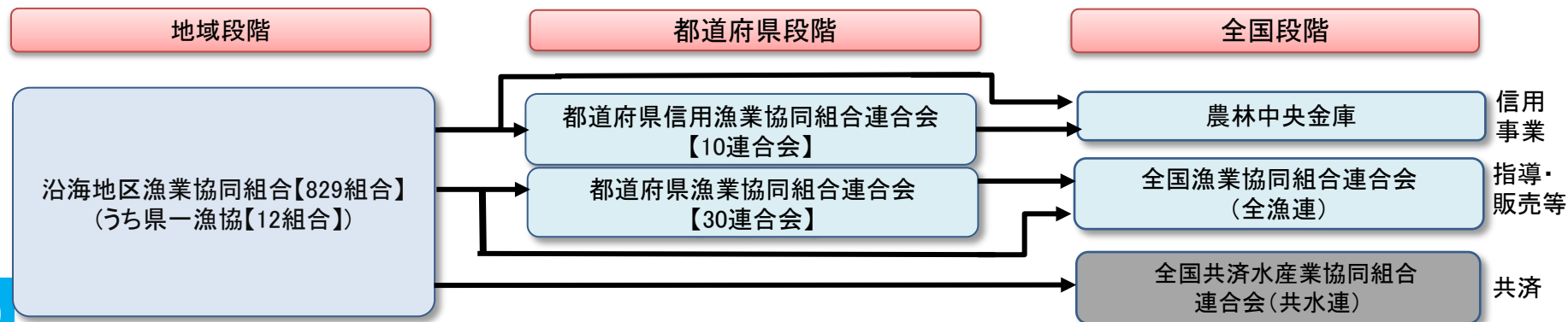
	S55年度	H元年度	H20年度	R5年度	R6年度
沿海地区漁協数	2,174	2,136	1,094	852	829

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」

	S55年度	H元年度	H20年度	R5年度	R6年度
組合員数	578,722	540,668	370,253	243,758	233,784
（1組合当たり）	268.5	256.4	345.1	292.6	284.8
うち正組合員	411,841	362,294	208,023	105,388	101,043
（1組合当たり）	191.1	171.8	193.9	126.5	123.1
うち准組合員	166,881	178,374	162,230	138,370	132,741
（1組合当たり）	77.4	84.6	151.2	166.1	161.7

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

○漁協システムの仕組み（令和6年度末時点）



- 漁業権については、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業者に優先して免許する制度とした。共同漁業権は、引き続き、漁協等に免許する。
- これにより、意欲的に取り組んでいる漁業者については、継続して漁場利用を可能とするとともに、新たに利用可能な漁場については、新規漁業者の参入が可能となる。
- 制度の適切な運用が行われるよう、令和2年6月30日付けで、「海面利用制度等に関するガイドライン」を作成し、都道府県に通知。

	H30漁業法改正前	H30漁業法改正後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 以下14位まで法定。	漁業者 漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権	(真珠養殖業) 漁業者 ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定。 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定。	漁業者 又は 漁協(管理)
特定区画漁業権 〔漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定〕	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定。	漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許

※「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。

○ 水産政策の改革を進める中、海洋環境の変化や持続的な社会への関心の高まり等の情勢の変化を踏まえて、2022年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に基づき、①海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施、②増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現、③地域を支える漁村の活性化の推進の三本の柱を中心に施策を展開。

海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

●水産資源管理の着実な実施

- ・ロードマップに沿った着実な実行（I Q 導入等）

●海洋環境の変化への対応

- ・海洋環境の変化を把握し、資源評価に適切に反映できる調査体制を充実
- ・さけ・ますふ化放流事業の改善等
- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

●漁船漁業の構造改革

- ・複数の漁法等による複合的な漁業への転換等

●養殖業の成長産業化

- ・大規模沖合養殖システムの推進

●輸出拡大

- ・輸出目標の達成

●人材育成

- ・デジタル人材の確保・育成

●経営安定対策

地域を支える漁村の活性化の推進

●漁業の振興に向けた漁協の連携

強化、海業を含めた漁港の再編・拡充を通じた漁村の活性化

- ・市場機能の集約や漁協の事業連携などによる水産業の生産性向上、付加価値向上等による漁業の振興
- ・海業(うみぎょう)など漁業以外の産業の取り込みによる漁村の活性化

●各種施策の展開

- ・水産バリューチェーンの構築、IUU漁業対策など加工・流通・消費施策の展開
- ・藻場・干潟の保全など多面的機能の発揮、漁場環境の保全等
- ・防災・減災、国土強靱化

水産物の自給率目標

- ・資源管理ロードマップ（444万トン）、養殖業成長産業化総合戦略、輸出目標（1.2兆円）を踏まえ、自給率の目標を、**食用魚介類で94%、魚介類全体で76%、海藻類で72%**と設定

	令和元年度	令和2年度 (概算値)	令和14年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

○ 令和2年9月、水産庁は、令和5年度までの当面の目標と具体的な工程を示したロードマップを策定し、数量管理を基本とする改正漁業法に基づく資源管理を推進してきた。その結果、令和5年度末までで以下の成果を得るなど、一定の基盤が概ね整ってきた。

- ① 資源評価対象種を192種まで拡大
- ② 500市場以上で産地水揚げ情報の電子収集体制を構築
- ③ 漁獲量ベースで65%をTAC管理
- ④ 大臣許可漁業の11漁法・資源でIQ管理を導入
- ⑤ 全ての資源管理計画を資源管理協定に移行

○ 一方で、同時に、今後、解決を要する様々な課題も浮かび上がってきたところであり、こうした状況等を踏まえ、令和6年3月、令和6年度からは、資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、令和12年度に漁獲量を444万トンまで回復させることを目指すための新たなロードマップを策定・公表した。

資源管理の推進のための新たなロードマップ

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。

重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進

ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用

新たな種・海域へ拡大

漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進

調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進

● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。

※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他

MSYベースの資源評価対象資源 R5：38資源 → R12：45資源程度

● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。

国内外の外部有識者によるピアレビューを実施

ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施

● 最新（当該年）のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施

海洋環境の変化による影響を踏まえた
より高度な資源評価を着実に推進

資源管理の推進によって、**444万トン**を
目標に漁獲量を回復させる。

資源調査・評価の高度化

① 資源調査

② 資源評価

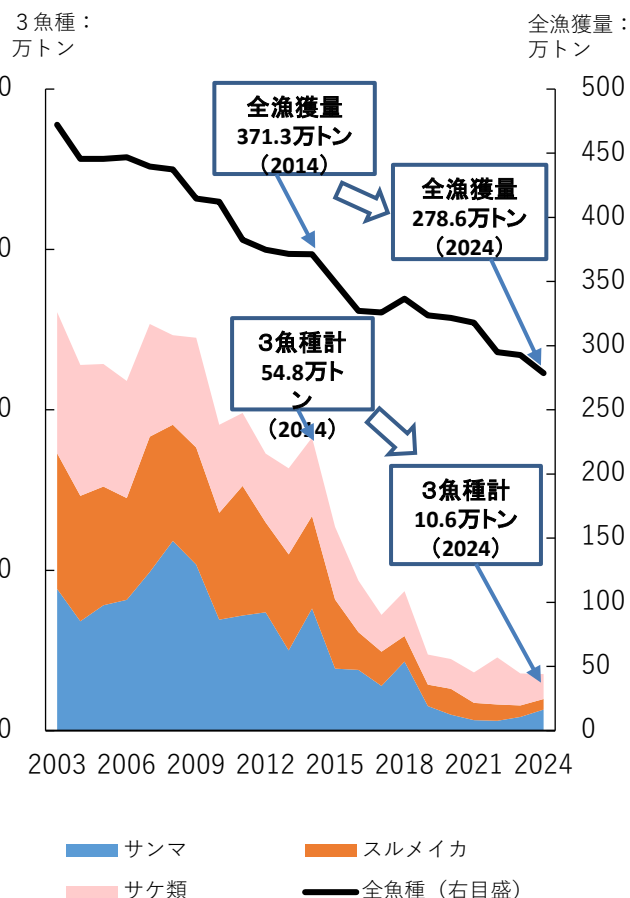
令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度

MSYベースの資源評価に基づくTAC管理の推進	資源拡大 TAC	令和7年度までに漁獲量ベース(*)で8割をTAC管理開始	MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上について、その資源量をMSY水準以上にする。
	TAC管理の運用改善等	- 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。) - TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る - TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し - 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施	
	資源国際	- 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保 - クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 - 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け	
IQ管理の推進		- IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。 - 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進 - 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)	IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	協定を公表 → 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成 → 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表 優良事例の共有・横展開を促進 資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施) 検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割 → 取組を実践	
遊漁の管理の推進	クロマグロ	- 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等) - 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討) - 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進	資源に応じた遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
	クロマグロ以外	漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進	
業務効率化の推進	DX推進による業務効率化	- 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 - 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 - 報告に活用するための現場実装を推進 - 漁獲情報のワンスオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない - 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進 - データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化	報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や管理の業務効率化等を実現

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

- 日本近海の海水温は、100年間で1.36℃上昇しており、これに伴う海洋生物の分布域の変化等により、サンマ、サケ、スルメイカの不漁が深刻化する一方、ブリのように分布が北方にシフトする魚種もあるなど、漁場環境を取り巻く状況は大きく変化してきている。
- 水産庁は、令和5年3～5月に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催、6月に取りまとめを公表し、漁法・魚種の複合化等の実証的取組を支援するなど、海洋環境の変化に対応した持続的な経営体の育成・構築を目指していくこととしている。

我が国漁獲量・3魚種漁獲量の推移



資料：漁業・養殖業生産統計

検討会取りまとめ（対応の方向性）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- ① 資源評価等に関する米国等関係国との情報交換の促進
- ② データ収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等調査手段の充実
- ③ 水産資源に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実
- ④ 漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、情報の丁寧な聞き取りなど対話の促進

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- ① 漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進
- ② 大臣許可漁業のI・Qの運用方法など複合化等に向けた制度面の対応の検討
- ③ 収益性の実証や、スマート技術の活用促進など経営形態の変更を後押しする取組の推進

3. 養殖業との兼業化・転換

- ① 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- ② 人工種苗の普及推進等の種苗の確保
- ③ ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択
- ④ 既存の養殖業の生産性向上
- ⑤ 養殖業の輸出・国内流通対策

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- ① スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進
- ② 水産エコラベル等の取組の推進やニーズに対応した新たな魚種も含めた輸出対策の強化
- ③ 資源管理や環境に配慮した漁業への消費者理解の増進

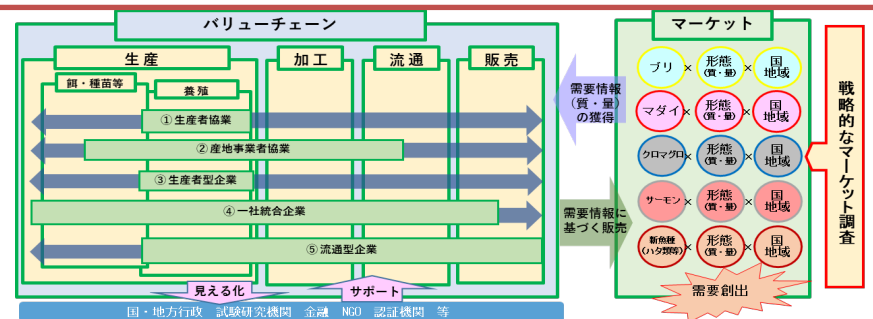
5. 経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- ① 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備
- ② 必要な知識・技能の習得促進等による人材の確保・育成
- ③ 複合化等をサポートする漁協の体制の強化・充実

- 農林水産業・地域の活力創造プラン「水産政策の改革について」に基づき、令和2(2020)年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定。
- 総合戦略の下、国内外の需要の拡大が見込まれ、かつ我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目に指定。
- 国内外のマーケットの拡大や海洋環境の変化も踏まえつつ、養殖業成長化総合戦略に基づき需要に応じた生産へのシフトを進めていく。

養殖業成長産業化総合戦略

- ・ 需要に応じた生産を行う「マーケットイン型養殖業」へ転換を推進。
- ・ 現場で行われている取組実例（5類型：①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



<戦略的養殖品目と成果目標>

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	736億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	204億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,385億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、2027年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るための漁業共済・漁業収入安定対策に加え、燃油・配合飼料の高騰対策を実施。
- 漁業収入安定対策は、漁業共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業)を対象。

資源管理への取組

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し以下のような事業を実施。

<積立ぶらす>

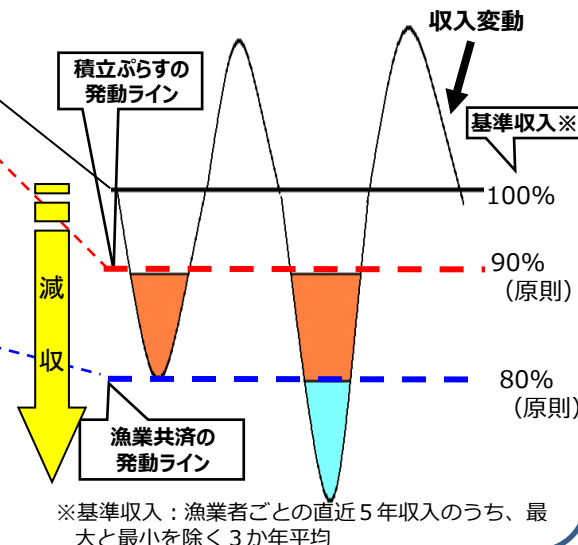
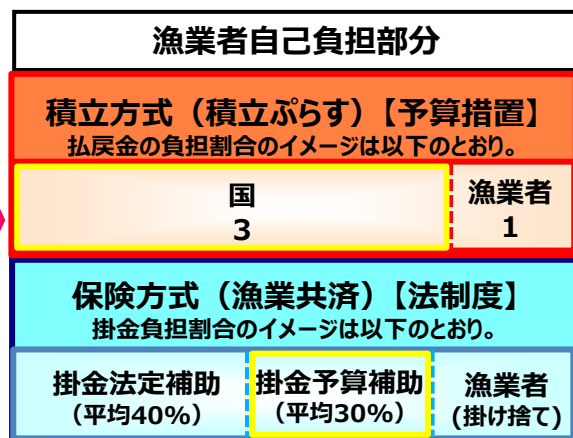
漁業者の収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填。

<共済掛金の追加補助>

漁業者の共済掛金に対し上乗せ補助。

漁業収入安定対策事業の実施

<補填のイメージ>



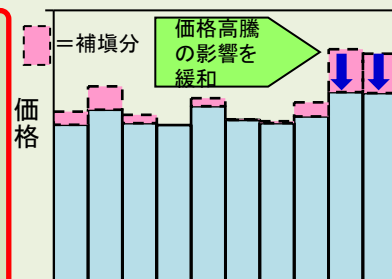
燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 燃油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 燃油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 燃油価格が急騰した場合に別途補填

【漁業経営セーフティーネット構築事業】



漁業
収入
安定
対策

コスト
対策

○ 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。

○ 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

主な論点

- 漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少などにより、地域の活力が低下
- 漁村の交流人口は約2千万人と「海業」は大きなポテンシャルを有し、その振興により地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要
- 海業の振興による地域の活性化には、人材・情報、地域資源・ストック、民間等の資金が必要

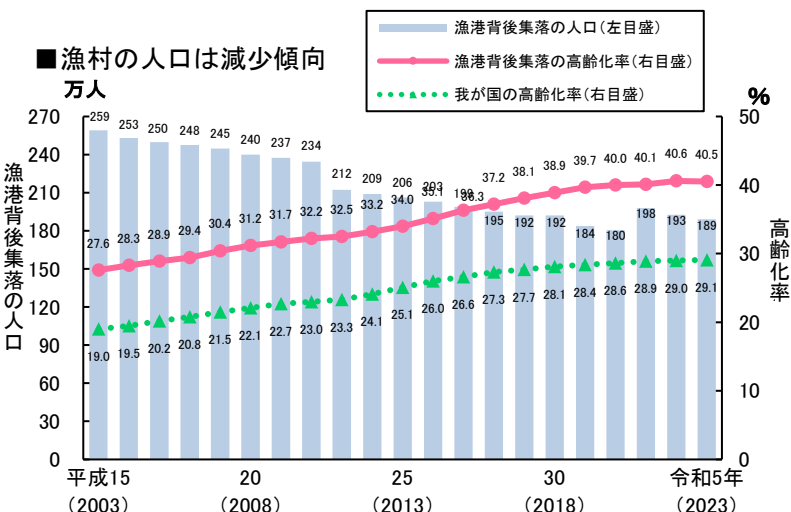
主な対応の方向性

- 漁港を地域活性化の拠点として最大限活用し、海業等の取組を推進
- 漁業所得の向上を目指す「浜プラン」の取組に、海業の取組も合わせて地域一体となって実施
- ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組を推進
- 地域活性化に必要な人材として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用とともに、デジタル化を推進する必要

方向性のイメージ

● 地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進

■ 漁村の人口は減少傾向



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省

「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注：2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

■ 海業等の場として漁港を活用

海業

漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組



水産物販売施設



漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)



岸壁前に立地するレストラン



調理体験



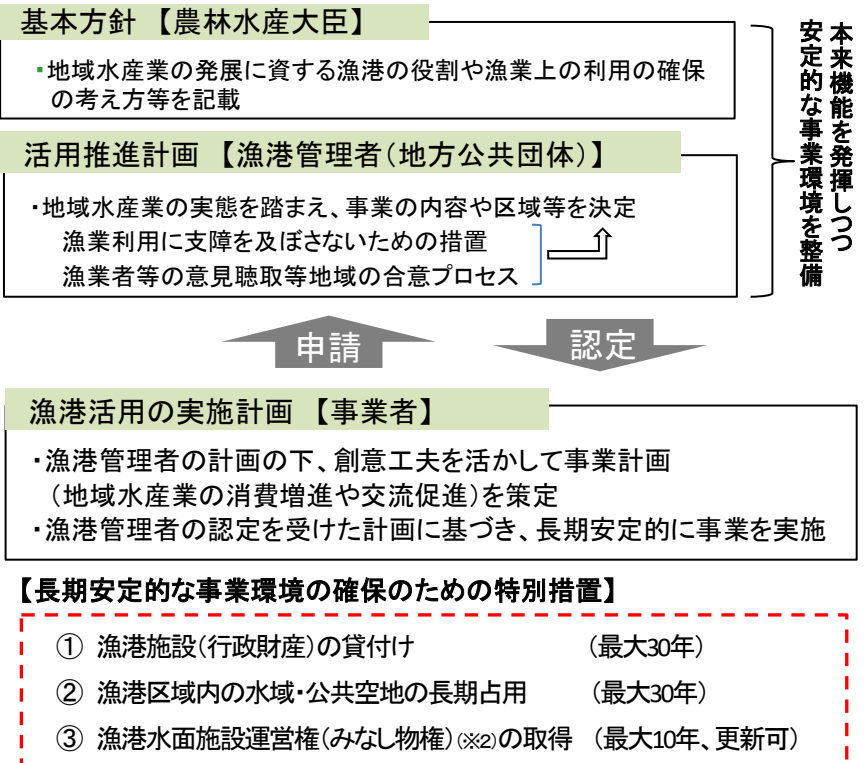
漁業体験



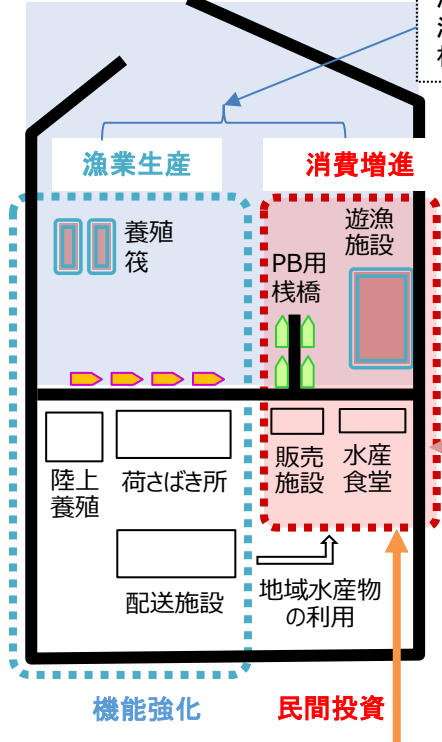
釣り体験

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム



■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進

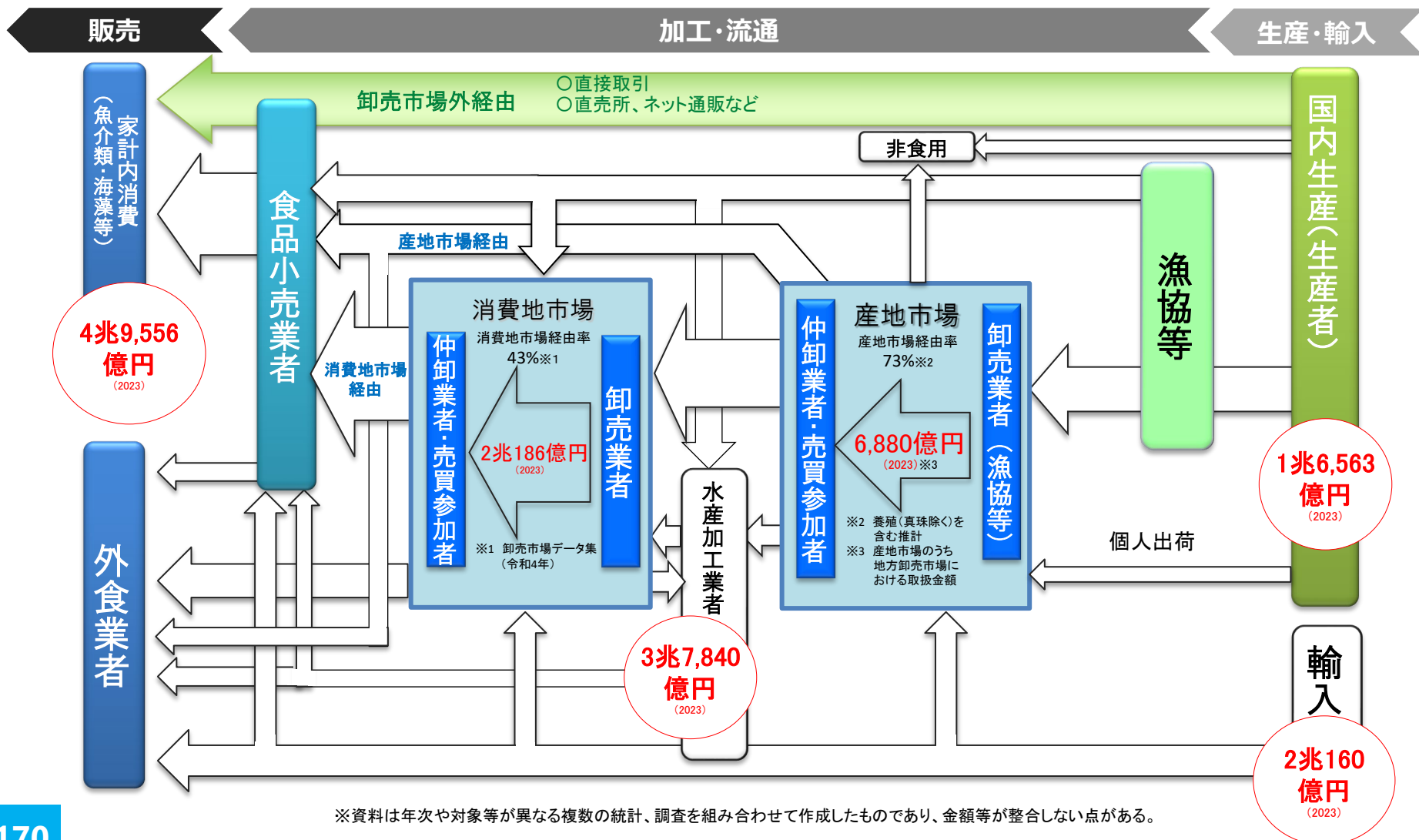


販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- これに加えて、近年では、産地出荷業者から小売・外食業者等への産地直送のほか、漁業者から小売・外食業者等への直接取引やインターネットを通じた消費者への生産者直売等の流通形態もある。



※資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査を組み合わせで作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

○我が国周辺水域では、漁業関係法令に基づく我が国漁船の操業に加え、二国間の漁業協定等に基づき外国漁船が操業。

○我が国漁船及び外国漁船に対して、指導・監督や監視・取締りを行うことで、国内法令や許可条件等を遵守させ、水産資源の保存管理と漁業秩序の維持に資する規制の実効性を担保。

○また、我が国の許可が必要な水域に外国漁船が侵入して違法操業を行うことのないよう、監視・取締りを実施。

水産庁による漁業取締りの実績（過去5年間）

	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
検挙件数 （うち外国漁船）	10 (0)	22 (1)	22 (1)	12 (1)	10 (2)
漁具押収件数※1	18	23	8	18	13
外国漁船に対する 立入検査数 （上記検挙数含む）※2	2	4	7	7	10
外国漁船に対する※3 公海乗船検査	3	12	16	24	20
日本海大和堆周辺水域に おける外国漁船に対する 退去警告延べ隻数 （うち放水措置）	582 (114)	38 (3)	68 (4)	78 (15)	47 (3)

※1 外国漁船が違法に設置したとみられる漁具。

※2 2025年時点で、我が国排他的経済水域への入漁が許可されているのは、ロシア漁船のみ。

※3 NPFC（北太平洋漁業委員会）及びWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の規則等に基づき実施。

※4 令和8年6月時点で代船建造中。令和8年度中に就役予定。

水産庁の漁業取締船の隻数

官船



官船	トン数	隻数
	2000トン級	4
	900トン級	3
	500トン級	1
	200トン級	1※4
合計隻数	9隻	

用船



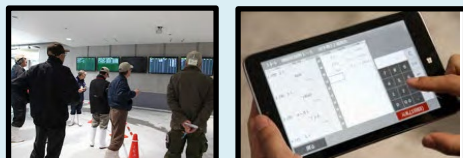
用船	トン数	隻数
	1000トン級	2
	500トン級	33
	沿岸用	2
合計隻数	37隻	

※用船：民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船

○ スマート水産業により水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指す。

電子データに基づく MSYベースの資源評価が実現

- ▶ 200種程度の水産資源を対象に、電子データに基づき資源評価を実施
- ▶ そのうち、TAC対象魚種については、原則MSYベースで資源評価を実施
- ▶ 生産者・民間企業で取得データの活用が進み、操業・経営の効率化や新規ビジネスの創出が実現



産地市場や漁協からデータを効率的に収集・蓄積

全国の主要産地や意欲ある産地の生産と加工・流通 業者が連携して、水産バリューチェーンを構築し、 作業の自動化や商品の高付加価値化を実現

- ▶ AIやICT、ロボット技術等により、荷さばき・加工現場を自動化するとともに、電子商取引を推進するなど情報流を強化して、生産性の向上や物流の効率化を実現
- ▶ ICTの活用により、刺身品質の水産物の遠方での消費を可能とする高鮮度急速冷凍技術の導入や、鮮度情報の消費者へのPRを図る情報流の強化を図ることで、高付加価値化を実現



画像センシング技術を用いた自動選別

資源評価

加工流通

データ連携を推進し
データをフル活用した水産業を実現

漁業・養殖業

水産新技术を用い生産性・所得の向上、 担い手の維持を実現

〈沿岸漁業〉



沿岸漁場予測技術

- ▶ 漁場の海流や水温分布などの詳細な漁場環境データをスマートフォンから入手し、漁場選定や出漁の可否に利用し、効率的に操業を実現
- ▶ 蓄積したデータに基づき、後継者を指導・育成

〈養殖業〉

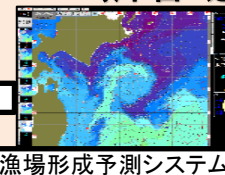
- ▶ 赤潮情報や環境データ等の情報を速やかにスマートフォンで入手し、迅速な赤潮防御対策を実施
- ▶ ICTにより養殖魚の成長データや給餌量、餌コスト等のデータ化により、効率的・安定的な養殖業を実現

〈技術普及〉



情報共有・人材育成

〈沖合・遠洋漁業〉

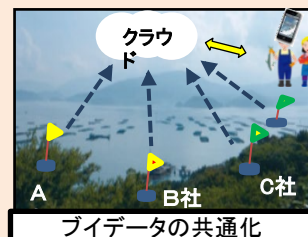


漁場形成予測システム



自動かつお釣り機

- ▶ 衛星データやAI技術を利用した漁場形成・漁海況予測システムを活用し、効率的な漁場選択や省エネ航路の選択を実現
- ▶ 自動かつお釣り機等により漁労作業を省人・省力化



バイデータの共通化